

第1号様式（第2条関係）

指 定 申 請 書

記号番号
年 月 日

大分県教育委員会 殿

申請者
申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

設置者	
代表者の氏名	
設立年月日	年 月 日
施設名	
施設所在地	

(裏)

※ この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 1 館則の写し（目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの）
- 2 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第3条第1号、第4号及び第5条第1号において同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類
- 3 資料の収集及び管理の方針を示す書類
- 4 資料の目録
- 5 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- 6 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類
- 7 指定を受けようとする施設（以下「指定施設」という。）の事業に関する収支計画を示す書類
- 8 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 9 学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 10 館長及び学芸員に相当する職員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類
- 11 組織図等の指定施設の運営を行う組織の態様を示す書類
- 12 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- 13 指定施設の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類
- 14 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- 15 指定施設の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 16 高齢者等指定施設の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 17 その他教育長が必要と認める書類